

# ●海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案

海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けた警備会社により実施される警備について、一定の要件を満たす警備員が小銃を所持した警備を行うことができることとする等の所要の措置を講ずる。

## 背景

○ソマリア海賊による被害の発生件数は、近年急激に増加



ソマリア海賊



ソマリア海賊が所持する武器



2008年の海賊事案発生状況



2012年の海賊事案発生状況

● = 海賊の攻撃を受けたもの    ● = 海賊による攻撃未遂

- アデン湾においては、各国の連携により護衛活動を行っており、我が国においては2009年以降、護衛艦2隻により護衛。これにより、護衛中の船舶に対しては、未遂も含め、海賊事案は発生していない。
- 2010年以降、ソマリア海賊の発生海域はオマーン沖・アラビア海にまで拡大。
- 2011年以降、各国の船舶において、民間武装警備員の乗船が増加。その結果、ソマリア海賊による被害の減少に貢献。
- 日本船舶には、銃刀法が適用され、銃器の所持が禁止されるため、銃器を用いた海賊行為への対処が困難な状況。
- 日本船舶によって、中東産原油等のエネルギー資源を安定的に輸送することは、我が国の経済安全保障に極めて重要。

## 概要

凶悪な海賊行為が多発している海域を航行する原油タンカー等において、小銃(ライフル銃)を所持した民間警備員による警備の実施を認めるため、銃刀法の特例等を規定する。

- ① 対象海域: 海賊多発海域に限定。  
対象船舶: 海賊行為による被害を受けやすいハイリスクの日本船舶に限定。
- ② 警備を実施しようとする船舶所有者に対し、船舶ごとに、使用する警備会社・警備の実施方法等について記載した警備計画を作成し、国土交通大臣の認定を得ることを義務付ける。
- ③ 警備会社(→役員の犯歴や訓練体制等)、及び警備員(→犯歴・技能・知識)について、一定の要件に該当する旨の国土交通大臣の審査・確認を受けたものに限る。
- ④ 認定を受けた計画に従う場合、小銃(ライフル銃)を所持した警備を行うことができる。



海賊多発海域において国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の安全を確保